

## 効果的な水質常時監視体制の整備の目標指標の考え方について

## 1. 背景

効果的な水質常時監視体制の整備については、環境省の政策評価の体系の中で、「水環境の監視等の体制の整備」として施策の柱の一つに位置づけられている。

また、「水質調査方法」においては、具体的な採水地点として河川、湖沼、海域ごとに測定すべき地点が定性的に記述されている（別紙）。

このような中で、政策評価では、政策の柱ごとに定量的な目標値を設定することが求められている。

## 2. 定量的な目標

目標値の設定に当たっては、水質測定地点数や検体数を指標として、以下のような方法が考えられる。

（１）面積、人口、特定事業場数等を基礎的なフレームとし、そのフレームあたりの適切な測定地点数や検体数の水準を設定し、これを目標とする方法

（２）現状の測定地点数や検体数を目標とする方法

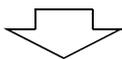
（１）各都道府県毎の面積、可住地面積、人口、特定事業場数、河川延長、製造品出荷額、農業産出額について、その単位あたりの現状の測定地点数や検体数を検討。

⇒ 公共用水域は、汚濁源の存在状況や、水域の位置関係、利水状況が地域によって様々であるため、その水質モニタリングの密度について、全国的に適用できる一律の原単位の決定は現時点では困難であると考えられる。また、水質は大気と異なり、基本的には水中の範囲に汚濁物質の拡散が限られる上、近隣の測定地点間でも値のばらつきが大きく、一律の原単位に基づいて測定地点や検体数を決定するのは難しいと考えられる。

（２）公共用水域水質モニタリングについては、過去からの継続によるデータの蓄積に価値があり、可能な限り、測定地点等について継続していくことが望ましい。

また、地域の過去の汚染の検出状況、汚染物質排出源の存在状況、「水質モニタリング方式効率化指針」及び都道府県の環境の保全に関する審議会での審議等を踏まえ、各都道府県では現時点で効果的な水質監視体制を実質上構築されてい

るとも考えられる。



公共用水域水質モニタリングの適切な水準の目標として、当面、現状のモニタリング水準を基礎とする方法を試行的に適用するのが適当ではないか。

### 3. 定量的目標を設定するに当たっての検討事項

今後生じる合理的な測定地点等の変動に留意し、次のような定量的指標が考えられる。

$$\text{X年の指標} = \frac{\text{X年の測定検体数} \times 100}{\text{現時点での測定検体数} - \text{X年までの合理的な削減検体数累計}}$$

注)「検体数」は「地点数」を使うことも考えられる。

ここで、「現時点での測定検体数」は、平成16年度若しくは過去3年間程度の測定検体数を基礎としてはどうか。

また、「X年までの合理的な削減地点検体数累計」は、「水質モニタリング方式効率化指針」に記述された効率化項目（地点数、頻度、項目）に沿って、都道府県が毎年測定計画を策定する際に削減地点検体数をカウントし、測定計画と合わせて環境省に報告したものを、環境省で集計することで算出するような仕組みが考えられる。

なお、新規に環境基準項目等が追加された場合は、既存の項目について上記方法により評価することとし、追加項目の評価については、別途検討することとしてはどうか。

水質調査方法(昭和46年9月30日付け環水管第30号水質保全局長通知)に記載されている水質測定地点

(1) 河川

利水地点

主要な汚濁水が河川に流入した後十分混合する地点および流入前の地点

支川が合流後十分混合する地点および合流前の本川または支川の地点

流水の分流地点

その他必要に応じ設定する地点

(2) 湖沼

湖心

利水地点

汚濁水が湖沼に流入した後十分混合する地点

河川が流入した後十分混合する地点および流入河川の流入前の地点

湖沼水の流出地点

(3) 海域

水域の地形、海潮流、利水状況、主要な汚濁源の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるようにして選定する。採水地点間の最短距離は500～1 km程度を標準とする。